

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 ほか

被控訴人 国

### 控訴証拠説明書3 (甲A号証)

2023(令和5)年3月10日

東京高等裁判所第2民事部c d係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 568	「平等違反基準の 変更なき変更一 目的手段審査か総合 衡量か？」 大林啓吾・柴田憲 司編『憲法判例の エニグマ』(成文 堂)	写 2018/ 4/25	白水隆	平等権審査にあたっては、区別事由の検討に加え、当該事案に横たわる偏見、ステレオタイプ、差別の歴史の存在を踏まえ、被侵害利益がどのように(差別的に)奪われているのかを審査することが求められていること(46頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

甲A 569	「同性婚と日本国憲法」 毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望 初宿正典先生古稀祝賀』(成文堂)	写	2018/ 9/20	白水隆	尊厳という価値の観点から、婚姻制度が享受できない場合の権利・利益の重要性を考察することが求められるのであり、同性婚を認めないことは、原則、誰もが参加できる婚姻制度において、ある範疇に属する者または集団を排斥することであって、同性カップルの尊厳を害するが故に平等権違反となること(608頁)。
甲A 570	長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)国民の権利及び義務(1) §§10～24』(有斐閣)	写	2017/ 1/30	川岸令和	<ul style="list-style-type: none"><li>・諸国家において、奴隷制が設定されたり、女性の財産管理権が否定されたりと、差別的な法制度が多く創設されたが、個人の人格的等価性こそが、差別を問い、それを是正するための契機となり、徐々に克服されてきたこと(162頁)。</li><li>・憲法14条第1項において、性的指向・疾病・住所・外見など列挙されていない事項であっても、人を差別する理由となるものは現実に存在しており、時代の変遷に応じて新たなものが生み出されるかもしれないこと、及び、そうした差別にも対応できるものとして憲法解釈されなければならないこと(172頁)。</li><li>・同性愛の性向は本人の意思や努力で変えられるものではないと理解されるようになっていくことから、性的指向も憲法14条1項後段の社会的身分に含めて捉えることは可能であること(190頁)。</li></ul>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					<p>・憲法24条は、家族をめぐる法制度について、個人の尊厳と男女の平等に基づいて設計されるべきことを宣言しており、日本国憲法の中核的価値である『個人の尊厳』(13条)と『両性の平等』(14条)が、家庭生活の局面で、法律を通じて具体化されなければならないことを示していること(495頁)等。</p>
甲A 571	『憲法〔第7版〕』 (岩波書店)	写	2019/ 3/8	芦部信喜 〔高橋和 之補訂〕	<p>「法の下での平等」とは、個人権であるとともに人権の総則的な意味をもつ重要な原則であって、人権の歴史において、自由とともに、個人尊重の思想に由来し、常に最高の目的とされてきたこと(129頁)。</p>
甲A 572	『家族法—民法を 学ぶ〔第4版〕』 (有斐閣)	写	2019/ 12/15	窪田充見	<p>「家族」は、婚姻関係と親子関係によって構成されること(5頁)。</p>
甲A 573	『家族法〔第3 版〕』(有斐閣)	写	2010/ 3/25	大村敦志	<p>同上(25頁)。</p>
甲A 574	『新法学ライブラ リ=9家族法〔第 5版〕』 (新世社)	写	2019/ 1/10	二宮周平	<p>同上(1頁)。</p>
甲A 575	『最高裁判所判 例解説民事篇平成 27年度(下)』(抄 本)	写	2018/ 6/1	畑佳秀	<p>・平成27年夫婦同氏制大法廷判決は、調査官解説において、具体的な法制度により認められていない利益に関してはどのような制度を構築すべきかとの観点において憲法の趣旨が</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					<p>反映されることになることを説示したものとされていること (739頁)。</p> <p>・ 同判決は、調査官解説において、憲法14条を裁判規範として検討する局面において、基本的に形式的平等に反するものでなければ憲法14条違反とならないなど、柔軟な検討をすることが困難である場合に、憲法24条の固有の意義があることを認めたものとされていること (754頁)。</p>
--	--	--	--	--	--